

# 石川事務所便り

特定社労士 原田靖彦 渡邊隆一

〒141-0031

東京都品川区西五反田 1-25-4 3F

TEL : 03-3492-0571

FAX : 03-3492-4749

E-mail : harada@isikawa-r.com

ホームページ : <http://www.i-syarousi.jp/>

2017年3月



## <「雇用保険法」「育児・介護休業法」等改正>

現在開会中の通常国会に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が提出されました(1月31日)。

雇用保険法、労働保険徴収法に関わる改正(別添)は、平成29年4月1日の施行予定です。

現在の育児休業は原則1歳までで、保育所に入れない場合等に限り1歳6カ月まで延長が認められていますが、改正により、さらに6カ月(2歳まで)再延長できるようになります。また、それに合わせて育児休業給付の支給期間も延長となります。平成29年10月1日の施行予定です。

また、ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返すブラック企業の求人は受理されなくなります。現在は、ハローワークにおける新卒者向け求人のみが対象となっていますが、改正が行われれば中途やパートなどすべての求人が対象となります。

## <タクシー運転手の「歩合給」をめぐる裁判>

第1次訴訟では、タクシー運転手ら14人が、歩合給の計算にあたり残業手当等に相当する額を控除する旨を定める会社の賃金規則は無効であり、控除された残業手当等相当額の支払義務があるとして、未払賃金および遅延損害金等の支払いを求めており、この第1次訴訟の東京地裁は、公序良俗に反するとして未払い賃金の合計約1,500万円の支払いを命じました(国際自動車事件・東京地判平27.1.28)。

この国際自動車内では、同じ内容を請求する訴訟が次々に提起されており、現在、それぞれ原告を異にする第4次訴訟まで提起され、原告総計も200名を超えているようで大きな訴訟となっています。

そのうち第2次訴訟では、割増賃金の算出方法を定める労働基準法37条には違反せず、公序良俗にも反しないとして原告の意見を斥けて(東京地判平28.4.21)おり、裁判所(担当した裁判官)の判断が分かれています。

初めに紹介した第1次訴訟の控訴審(二審)高裁判決では、地裁判決(一審)が支持され、会社側に未払い賃金の支払いが命じられたことから、会社側が上告し、現在も最高裁で係争中です。

そして、最高裁判決を前に双方の意見を聞く弁論が開かれました(1月31日)。

この弁論は、一審・二審とは異なる判断がなされる場合に最高裁判決を前に開かれることが多いことから、今月末の最高裁判決では「これまでと結論が異なるのでは?」と注目が集まっています。

上記の通り、タクシー運転手の給与では「歩合給制」が採用されているケースが多いため、この事件の確定判決が及ぼす影響が少なくないと見られています。

## <ダブルケア時代?>

「ダブルケア」という言葉をご存知でしょうか? 横浜国立大学の相馬准教授らによる造語で、近年は晩婚化の影響で、子育て期間と親の介護期間が重複しやすい傾向にあり、ダブルケアに直面する人が増えています。

内閣府の推計によれば、ダブルケアを行っている人は男性8万5,000人、女性16万8,000人で、この数字は今後、年々増加することでしょう。

なお、介護休業に視点を当てると今年1月からの改正の主な点は次の通りです。

- (1) 介護休業の分割取得が可能に(3回を上限に通算93日まで)
- (2) 介護のための所定労働時間の短縮措置の回数増(介護休業とは別に3年間で2回以上)
- (3) 介護のための所定外労働の制限の新設

さらに、今回の改正では、介護を理由とする従業員への不利益な取扱い(介護ハラスメント。通称「ケアハラ」)の防止措置が新たに義務付けられ、育児休業と同様に介護休業を取得しようとする従業員に対し、休業を拒否したり、復帰後に閑職へ追いやったり、心無い言葉をかけるような行為が発生した場合、その企業は法的責任を追及されるおそれがあります。

## ■当所よりひと言■

来月以降、労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届提出、未加入調査等の時季を迎えますので、各保険の加入条件を別添付致します。ご確認の上、加入漏れにご留意ください。法律上、遡及して最大2年分保険料の納付義務があります。 原田